○総務省経済産業省令第一号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

経済産業大臣　赤澤　亮正

経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令

経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査事項等） 第六条　経済センサス活動調査は、総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による調査票により、甲調査の場合には第一号に掲げる事項のうち調査事業所及び調査事業所を有する企業の業種、経営組織、従業者数その他の基本的な属性に応じて必要なものについて、乙調査の場合には第二号に掲げる事項についてそれぞれ行う。 一　甲調査に関する事項 ［イ～ソ　略］ ［削る］ ツ～サ　［略］ ［削る］ キ～ミ　［略］ ［二　略］ ［2　略］ （統計調査員） 第七条　［略］ 2　統計調査員は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の調査実施上の指導を受けて、担当調査区（第八条の二第一項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）における調査票の配布及び取集、識別符号（総務大臣及び経済産業大臣が調査事業所（第十条第一項の表三の項、四の項又は五の項の第一欄に掲げる調査事業所を有する企業、外国の法人又は法人以外の団体（以下「企業等」という。）にあつては、当該企業等の本所となる事業所）を識別するために付した符号をいう。以下同じ。）を記載した書類の配布、担当調査区内にある調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。 ［3～5　略］ （名簿の作成） 第九条　総務大臣及び経済産業大臣は、経済センサス活動調査を正確かつ円滑に実施するため、経済センサス活動調査に先立つて、法第二十七条第一項に規定する事業所母集団データベースに記録されている情報及び法第二条第十項に規定する行政記録情報その他調査事業所を把握するために利用することのできる情報に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査調査用名簿（以下「調査用名簿」という。）を作成するものとする。	（調査事項等） 第六条　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ソ　同上］ ツ　物品賃貸業のレンタル年間売上高、リース年間契約高及び物件別割合 ネ～キ　［同上］ ユ　取扱件数、公開本数、入場者数、利用者数及び受講生数 メ～ヌ　［同上］ ［二　同上］ ［2　同上］ （統計調査員） 第七条　［同上］ 2　統計調査員は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の調査実施上の指導を受けて、担当調査区（第八条の二第一項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）における調査票の配布及び取集、担当調査区内にある調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。 ［3～5　同上］ （名簿等の作成） 第九条　総務大臣及び経済産業大臣は、経済センサス活動調査において正確かつ円滑に調査票の配布又は送付を行うため、経済センサス活動調査に先立つて、直前に実施した経済センサス基礎調査規則（平成三十一年総務省令第四十六号）第五条第二項に規定する甲調査の結果及び直前に実施した同条第三項に規定する乙調査の結果並びに法第二条第十項に規定する行政記録情報その他調査対象事業所を把握するために利用することのできる情報に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査事前名簿（以下「事前名簿」という。）を作成するとともに企業の本所となる調査事業所に企業構造の事前確認票を送付し、記入を求め、回収し、並びに事前名簿及び企業構造の事前確認票に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査調査用名簿（以下「調査用名簿」という。）を作成するものとする。

（調査の方法及び期間）

第十条　次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る甲調査は、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる者が、それぞれ同表第三欄に掲げる方法により識別符号を記載した書類又は調査票を送付し又は配布し、及びそれぞれ同表第四欄に掲げる者が、それぞれ同表第五欄に掲げる方法により調査事項に係る情報を電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）において受信すること又は調査票を取集し若しくは回収することにより行う。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
一　企業の調査事業所のうち次に掲げるもの及び法人以外の団体の調査事業所（指定事業所（調査用名簿に記載されている調査事業所のうち総務大臣及び経済産業大臣が指定するものをいう。以下同じ。）及び調査用名簿に記載されていないものを除く。） イ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2)　個人の経営に係る調査事業所として調査用名簿に記載されていること又は従業者数が三百人未満である調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (3)　指定事業所でないこと。 ロ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2)　個人の経営に係る調査事業所として調査用名簿に記載さ	総務大臣及び経済産業大臣	一の項第一欄に掲げる調査事業所大臣	総務大臣及び経済産業	一の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主（当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機において受信すること。

（調査の方法及び期間）

第十条　次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る甲調査は、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる者が、それぞれ同表第三欄に掲げる方法により調査票を配布し又は送付し、及びそれぞれ同表第四欄に掲げる者が、それぞれ同表第五欄に掲げる方法により調査票を取集し又は回収することにより行う。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
一　企業の調査事業所のうち次に掲げるもの、外国の法人の調査事業所（調査用名簿に記載されていないものに限る。）及び法人以外の団体の調査事業所 イ　調査用名簿に記載されていないもの ロ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2)　個人の経営に係る調査事業所として調査用名簿に記載されていること又は従業者数が三百人未満である調査事業所として事前名簿に記載されていること。 (3)　指定企業（調査用名簿に記載されている調査事業所を有する企業のうち総務大臣及び経済産業大臣が指定するものをいう。以下同じ。）の調査事業所でないこと。 ハ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として	調査員（第七条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下この条、第十二条第一項及び第十三条第一項において同じ。）	一の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を配布すること。	調査員又は市町村長	一の項第一欄に掲げる調査事業所から、調査員にあっては調査票を取集すること、市町村長にあっては調査票を回収すること。

れていること。 (3)　指定事業所でないこと。 ハ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所であるか又は支所となる調査事業所であるかの別が不明であるものとして調査用名簿に記載されていること。 (2)　指定事業所でないこと。					
二　前項第一欄に掲げる調査事業所のうち市町村長の定める日までに総務大臣及び経済産業大臣が同項第五欄に掲げる方法により調査事項に係る情報を受信していないもの並びに企業等の調査事業所のうち調査用名簿に記載されていないもの	調査員（第七条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下この条、第十二条第一項及び第十三条第一項において同じ。）（ただし、指定地域（令和六年能登半島地震の影響により経済センサス活動調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。以下同じ。）においては総務大臣及び経済	二の項第一欄に掲げる調査事業所に識別符号を記載した書類又は調査票を配布すること。	総務大臣及び経済産業大臣、調査員又は市町村長（ただし、指定地域においては総務大臣及び経済産業大臣又は市町村長）	総務大臣及び経済産業大臣が二の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機において受信すること又は同欄に掲げる調査事業所から、調査員（ただし、	

調査用名簿に記載されていること。 (2)　個人の経営に係る調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (3)　指定企業の調査事業所でないこと。 ニ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所であるか又は支所となる調査事業所であるかの別が不明であるものとして調査用名簿に記載されていること。 (2)　指定企業の調査事業所でないこと。					

		三　企業の調査事業所のうち次に掲げるもの イ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2)　指定事業所でないこと。 (3)　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (4)　従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として調査用名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 (5)　同一の市（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。	総務大臣及び経済産業大臣	三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所との長を含む。以下同じ。）となる調査事業所として。）に記載されている調査事業所に識別符号を記載した書類又は調査票を送付すること。	総務大臣及び経済産業大臣又は市長（特別区の長を含む。以下同じ。）が三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機において受信すること。	産業大臣） 指定地域においては総務大臣及び経済産業大臣）にあっては調査票を取集すること、市町村長にあっては調査票を回収すること。

		二　企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ　本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ　指定企業の調査事業所でないこと。 ハ　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ニ　従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 ホ　同一の市（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 ヘ　前項第一欄ハに掲げる調査事業所でないこと。	総務大臣及び経済産業大臣	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。	市長（特別区の長を含む。以下同じ。）	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。
		三　企業の調査事業所のうち次に掲	総務大臣及び	三の項第一	市長	三の項第一

(6)　個人の経営に係る調査事業所でないこと。 ロ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2)　指定事業所でないこと。 (3)　従業者数が三百人以上である調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (4)　所在地が市の区域に属すること。 (5)　個人の経営に係る調査事業所でないこと。				
四　企業の調査事業所のうち次に掲げるもの イ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2)　指定事業所でないこと。 (3)　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (4)　従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として調査用名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 (5)　同一の都道府県の区域内に大多数の調査事業所を有する企業の調査事業所（同一の市	総務大臣及び経済産業大臣	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に識別符号を記載した書類又は調査票を送付すること。	総務大臣及び経済産業大臣又は都道府県知事	総務大臣及び経済産業大臣が四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣及び経済産業

ること又は同欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から市長が調査票を回収すること。				
げる全ての要件に該当するもの イ　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ　指定企業の調査事業所でないこと。 ハ　従業者数が三百人以上である調査事業所として事前名簿に記載されていること。 ニ　所在地が市の区域に属すること。	経済産業大臣	欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。	都道府県知事	欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。
四　企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ　本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ　指定企業の調査事業所でないこと。 ハ　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ニ　従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 ホ　同一の都道府県の区域内に大多数の調査事業所を有する企業の調査事業所（同一の市の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所を除く。）として事前名簿に記載されている	総務大臣及び経済産業大臣	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。	都道府県知事	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。

の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所を除く。）として調査用名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 (6)　個人の経営に係る調査事業所でないこと。 ロ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2)　指定事業所でないこと。 (3)　従業者数が三百人以上である調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (4)　所在地が町村の区域に属すること。 (5)　個人の経営に係る調査事業所でないこと。			
五　企業の調査事業所のうち次に掲げるもの、外国の法人の調査事業所（調査用名簿に記載されているものに限る。）及び法人以外の団体の調査事業所（指定事業所に限る。） イ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2)　指定事業所でないこと。 (3)　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として	総務大臣及び経済産業大臣	五の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業等の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に識別符号を記載した書類又は調査票を送付す	総務大臣及び経済産業大臣	五の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業等の本所となる調査事業所の事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて識別符号を用いて送信された調査
大臣の使用に係る電子計算機において受信すること又は同欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から都道府県知事が調査票を回収すること。	総務大臣及び経済産業大臣		総務大臣及び経済産業大臣	

ものを有する企業の調査事業所であること。 へ　一の項第一欄ハに掲げる調査事業所でないこと。			
五　企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ　指定企業の調査事業所でないこと。 ハ　従業者数が三百人以上である調査事業所として事前名簿に記載されていること。 ニ　所在地が町村の区域に属すること。	総務大臣及び経済産業大臣	五の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。	都道府県知事	五の項第一欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。
六　企業の調査事業所のうち次に掲げるもの イ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2)　指定企業の調査事業所でないこと。 (3)　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (4)　従業者数が三十人未満であ	総務大臣及び経済産業大臣	六の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。	総務大臣及び経済産業大臣	六の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。

調査用名簿に記載されていること。

(4) 従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として調査用名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。

(5) 二以上の都道府県の区域にわたって調査事業所を有する企業の調査事業所（同一の都道府県の区域内に大多数の調査事業所を有する企業の調査事業所を除く。）として調査用名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。

(6) 個人の経営に係る調査事業所でないこと。

ロ 次に掲げる全ての要件に該当するもの

(1) 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。

(2) 指定事業所でないこと。

(3) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。

(4) 従業者数が不明又は三十人以上である企業の調査事業所として調査用名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。

(5) 個人の経営に係る調査事業所でないこと。

ハ 指定事業所に該当するもの

(1) 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。

(2) 指定企業の調査事業所でないこと。

(3) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。

(4) 従業者数が不明又は三十人以上である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。

(5) 一の項第一欄ハに掲げる調査事業所でないこと。

ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの

(1) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。

(2) 二以上の都道府県の区域にわたって調査事業所を有する企業の調査事業所（同一の都道府県の区域内に大多数の調査事業所を有する企業の調査事業所を除く。）として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。

(3) 一の項第一欄ハに掲げる調査事業所でないこと。

ロ 次に掲げる全ての要件に該当するもの

(1) 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。

(2) 指定企業の調査事業所でないこと。

(3) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。

(4) 従業者数が不明又は三十人以上である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。

(5) 一の項第一欄ハに掲げる調査事業所でないこと。

ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの

(1) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として

ること。

事項に係る情報を総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機において受信すること又は同欄に掲げる調査事業所を有する企業等の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。

備考　［略］	

［2　略］

3　第一項の規定により行う甲調査は、実施年の四月一日から七月三十一日までの間において、前項の規定により行う乙調査は、実施年の五月一日から九月三十日までの間においてそれぞれ行う。

4　第一項の表二の項第一欄に掲げる調査事業所（指定地域内にあるものを除く。）の報告義務者が識別符号を記載した書類及び調査票の配布を受けなかったときは、その事業所の所在地を管轄する市町村長にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

5　第一項の表二の項から五の項までの第一欄に掲げる調査事業所（同表二の項第一欄に掲げる調査事業所にあっては、指定地域内にあるものに限る。）の報告義務者が識別符号を記載した書類及び調査票の配布又は送付を受けなかったときは、総務大臣及び経済産業大臣にその旨を申し出て配布又は送付を受けなければならない。

［6　略］

（事務の委託）

第十条の二　［略］

2　前項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	
第十条第一項の表二の項	［略］
［略］	［略］

調査用名簿に記載されていること。 ⑵　指定企業の調査事業所であること。				
七　企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの及び外国の法人の調査事業所（調査用名簿に記載されているものに限る。） イ　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ　指定企業の調査事業所であること。	総務大臣及び経済産業大臣	七の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。	総務大臣及び経済産業大臣	七の項第一欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。
備考　［同上］				

［2　同上］

3　第一項の規定により行う甲調査は、実施年の五月一日から七月三十一日までの間において、前項の規定により行う乙調査は、実施年の五月一日から九月三十日までの間においてそれぞれ行う。

4　第一項の表一の項第一欄に掲げる調査事業所の報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、その事業所の所在地を管轄する市町村長にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

5　第一項の表二の項から七の項までの第一欄に掲げる調査事業所の報告義務者が調査票の送付を受けなかったときは、総務大臣及び経済産業大臣にその旨を申し出て送付を受けなければならない。

［6　同上］

（事務の委託）

第十条の二　［同上］

2　［同上］

［同上］	
第十条第一項の表一の項	［同上］
［同上］	［同上］

第二欄				
第十条第一項の表二の項第四欄	［略］	［略］		
第十条第一項の表二の項第五欄	［略］	［略］		
第十二条第一項の表二の項第四欄	［略］	［略］		
［略］				

（期間の変更）

第十一条　市町村長は、第十条第一項（同項の表二の項及び三の項に係る部分に限る。）の規定により行う甲調査又は同条第二項の規定により行う乙調査（市町村長が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第三項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による報告があったとき又は第十条第一項（同項の表四の項に係る部分に限る。）の規定により行う甲調査若しくは同条第二項の規定により行う乙調査（都道府県知事が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第三項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を総務大臣及び経済産業大臣に報告しなければならない。

3　総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による報告があったとき又は第十条第一項（同項の表一の項及び五の項に係る部分に限る。）の規定により行う甲調査若しくは同条第二項の規定により行う乙調査（総務大臣及び経済産業大臣が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第三項に規定する期間により難いときは、地域を限り、調査を行う期間を別に定めることができる。

［4　略］

（報告の義務及び方法）

第十二条　次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る甲調査に当たっては、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる調査事業所の事業主が、それぞれ同表第三欄に掲げる調査事項について、それぞれ同表第四欄に掲げる方法により、報告しなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄

第二欄				
第十条第一項の表一の項第四欄	［同上］	［同上］		
第十条第一項の表一の項第五欄	［同上］	［同上］		
第十二条第一項の表一の項第四欄	［同上］	［同上］		
［同上］				

（期間の変更）

第十一条　市町村長は、第十条第一項（同項の表一の項から三の項までに係る部分に限る。）の規定により行う甲調査又は同条第二項の規定により行う乙調査（市町村長が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第三項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による報告があったとき又は第十条第一項（同項の表四の項及び五の項に係る部分に限る。）の規定により行う甲調査若しくは同条第二項の規定により行う乙調査（都道府県知事が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第三項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を総務大臣及び経済産業大臣に報告しなければならない。

3　総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による報告があったとき又は第十条第一項（同項の表六の項及び七の項に係る部分に限る。）の規定により行う甲調査若しくは同条第二項の規定により行う乙調査（総務大臣及び経済産業大臣が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第三項に規定する期間により難いときは、地域を限り、調査を行う期間を別に定めることができる。

［4　同上］

（報告の義務及び方法）

第十二条　次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る甲調査に当たっては、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる調査事業所の事業主（当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。）が、それぞれ同表第三欄に掲げる調査事項について、それぞれ同表第四欄に掲げる方法により、報告しなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄

一　第十条第一項の表一の項第一欄に掲げる調査事業所	一の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	一の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業又は法人以外の団体に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	一の項第二欄に掲げる事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信すること。
二　第十条第一項の表二の項第一欄に掲げる調査事業所	二の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業等に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	二の項第二欄に掲げる事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信すること又は調査票に記入し、調査員（ただし、指定地域においては総務大臣及び経済産業大臣）による当該調査票の取集に応じ、及び調査員（ただし、指定地域においては総務大臣及び経済産業大臣）の質問に答えること若しくは市町村長に当該調査票を提出すること。
三　第十条第一項の表三の項第一欄に掲げる調査事業所	三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所	三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項	三の項第二欄に掲げる事業主の使用に係る電子計算機から電

一　第十条第一項の表一の項第一欄に掲げる調査事業所	一の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	一の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業、外国の法人又は法人以外の団体に関する調査事項及び一の項第二欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、調査員による当該調査票の取集に応じ、及び調査員の質問に答えること又は市町村長に当該調査票を提出すること。
二　第十条第一項の表二の項第一欄に掲げる調査事業所	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項	調査票に記入し、市長に当該調査票を提出すること。

			業所の事業主
			事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項
			気通信回線を通じて総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信すること又は調査票に記入し、市長に当該調査票を提出すること。
四　第十条第一項の表四の項第一欄に掲げる調査事業所	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	四の項第二欄に掲げる事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信すること又は調査票に記入し、都道府県知事に当該調査票を提出すること。
五　第十条第一項の表五の項第一欄に掲げる調査事業所	五の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業等の本所となる調査事業所の事業主	五の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業等に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	五の項第二欄に掲げる事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信すること又は調査票に記入し、総務大臣及

			業所の事業主
			事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項
三　第十条第一項の表三の項第一欄に掲げる調査事業所	三の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び三の項第二欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、市長に当該調査票を提出すること。
四　第十条第一項の表四の項第一欄に掲げる調査事業所	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、都道府県知事に当該調査票を提出すること。
五　第十条第一項の表五の項第一欄に掲げる調査事業所	五の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	五の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び五の項第二欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、都道府県知事に当該調査票を提出すること。
六　第十条第一項の表六の項第一欄に掲げる調査事業所	六の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主	六の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、総務大臣及び経済産業大臣に当該調査票を提出すること。
七　第十条第一項の表七の項第一欄に掲げる調査事業所	七の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	七の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業又は外国の法人に関する調査事項	調査票に記入し、総務大臣及び経済産業大臣に当該調査票を

			び経済産業大臣に当該調査票を提出すること。

［2・3　略］

（電磁的記録媒体による調査票の送付、回収又は提出の手続等）

第十四条　次に掲げる調査票の送付、回収又は提出の手続は、調査票に代えて電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を使用して行い、又は行わせることができる。

一　第十条第一項（同項の表三の項から五の項までに係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表三の項から五の項までに係る部分に限る。）の規定による調査票の送付、回収又は提出の手続

二　前条第二項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表三の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表三の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

三　前条第三項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表三の項及び四の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表三の項及び四の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

2　前項の規定により電磁的記録媒体を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、当該電磁的記録媒体に、第十二条第一項（同項の表三の項から五の項までに係る部分に限る。）の規定により報告すべき事項を記録して、当該手続を行わなければならない。

［3　略］

（電子情報処理組織による調査票の送付、回収又は提出の手続等）

第十五条　次に掲げる手続は、調査票の送付、回収又は提出に代えて、調査事項に係る情報を送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して送信する方法により行い、又は行わせることができる。

［削る］

一　［略］

二　第十三条第二項の規定による調査票（第十条第二項及び第十二条第二項の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

三　第十三条第三項の規定による調査票（第十条第二項及び第十二条第二項の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

2　前項の規定により電子情報処理組織を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、第十二条第二項の規定により報告すべき事項を当該手続をする者の使用に係る電子計算機から入力して、当該手続を行わなければならない。

			及び七の項第二欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に関する調査事項

［2・3　同上］

（電磁的記録媒体による調査票の送付、回収又は提出の手続等）

第十四条　［同上］

一　第十条第一項（同項の表二の項、四の項及び六の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項、四の項及び六の項に係る部分に限る。）の規定による調査票の送付、回収又は提出の手続

二　前条第二項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表二の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

三　前条第三項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表二の項及び四の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項及び四の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

2　前項の規定により電磁的記録媒体を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、当該電磁的記録媒体に、第十二条第一項（同項の表二の項、四の項及び六の項に係る部分に限る。）の規定により報告すべき事項を記録して、当該手続を行わなければならない。

［3　同上］

（電子情報処理組織による調査票の送付、回収又は提出の手続等）

第十五条　次に掲げる調査票の送付、回収又は提出の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行い、又は行わせることができる。

一　第十条第一項及び第十二条第一項の規定による調査票の送付、回収又は提出の手続

二　［同上］

三　第十三条第二項の規定による調査票の提出の手続

四　第十三条第三項の規定による調査票の提出の手続

2　前項の規定により電子情報処理組織を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、当該総務大臣及び経済産業大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルに、第十二条第一項及び第二項の規定により報告すべき事項を当該手続

3　前二項の規定により行われた手続については、調査票により行われたものとみなして、この省令の規定を適用する。 （結果の公表等） 第十六条　総務大臣及び経済産業大臣は、調査票（第十二条第一項の規定により報告された調査事項に係る情報を含む。）の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。 （調査票等の保存） 第十八条　総務大臣は、調査票を三年間、総務大臣及び経済産業大臣は、調査票（第十二条第一項の規定により報告された調査事項に係る情報を含む。）の内容が記録されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年保存するものとする。	をする者の使用に係る電子計算機から入力して、当該手続を行わなければならない。 ［新設］ （結果の公表等） 第十六条　総務大臣及び経済産業大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。 （調査票等の保存） 第十八条　総務大臣は、調査票を三年間、総務大臣及び経済産業大臣は、調査票の内容が記録されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年保存するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。